



最近のM&A訴訟(住友信託対三菱・UFJ)

江崎 滋恒

ANDERSON MÖRI & TOMOTSUNE

三菱東京フィナンシャルグループ(以下「三菱」とUFJグループ(以下「UFJ」と)との統合は、UFJが、先行していた住友信託銀行(以下「住友信託」と)との経営統合交渉を一方的に白紙撤回したことに伴い発生した訴訟により、M&Aの法律実務上も大きな影響力を持つ案件となった。本稿では、この注目すべき最近の裁判を簡潔に紹介することとする。

背景

UFJの一方的な白紙撤回およびその後の三菱UFJフィナンシャルグループの創設に対する住友信託の対応は、日本の裁判所にLOIやMOUといった、統合前の契約の法的拘束力について検討を迫るものとなった。UFJと住友信託との基本合意書においては、独占交渉義務および誠実協議義務が規定されており、当該独占交渉義務により、UFJは、住友信託との取引と抵触しうる取引に係る協議を第三者と行わないこととされていた。しかし、本条項に違反した場合の違約金の定めは存在しなかった。また、基本合意書には、最終的な統合の合意をすべき義務を定めた規定もなかった。

仮処分

UFJによる白紙撤回に対し、住友信託は、東京地裁において、2006年3月末までの間、UFJの信託業務の統合につき、第三者との交渉を行うことを差し止める仮処分命令の申し立てを行った。東京地裁は、住友信託の申し立てを認め、本件仮処分を認容する決定を行ったが、UFJが抗告し、最終的には最高裁判所の判断に持ち込まれた。最高裁判所は、UFJの独占交渉義務や誠実協議義務が消滅しているとはいえないものの、住友信託の被る損害は、事後の損害賠償によって償えないものとまではいえないことや、住友信託との最終合意に至る可能性が低い中で、長期間にわたり差し止めを認めた場合のUFJにとっての損害の大きさに鑑み、仮処分発令の要件である著しい損害または急迫の危険を避けるための必要性が欠けるとした。

本訴における損害賠償請求

その後、住友信託は、東京地裁に差し止めの本訴を提起するとともに、UFJの独占交渉義務および誠実協議義務違反に基づき生じた損害として、1,000億円の履行利益の支払いを求める損害賠償請求を追加した。2006年2月13日、東京地裁は、本基本合意書には、最終契約の締結義務までは含まれておらず、UFJの債務不履行と住友信託がUFJの信託ビジネスを統合したならば得られていたであろう利益との相当因果関係を認めることはできないとして、当該請求を棄却した。しかし、裁判所は、UFJは、独占交渉義務、誠実協議義務による債務不履行責任を負うと明確に判示しており、裁判所が損害賠償を認めなかったのは、住友信託が、独占交渉義務に基づく信頼利益のような、履行利益以外の損害の主張を行わなかったためであった。住友信託は上訴しており、本件は現在も係属

中である。

実務上の影響

本件は、M&Aの基本合意書における独占交渉権の規定の仕方について、慎重に検討する必要性を認識させるものである。独占交渉権を前提にデューデリジェンスや交渉費用・時間をかけていく当事者としては、その法的拘束力の内容(差止請求権の有無)や、その存続期間や消滅条件、違反した場合の違約金(Breakup Fee)の範囲等をできるだけ明確にしておくことが重要となる。一方、M&A当事者(特に売主側)の株主に対する取締役の善管注意義務・忠実義務の観点からの検討も必要であり、強力な独占交渉規定が、売主の株主の観点からみて、より有利な条件を提示する他の買主候補を選択することを妨げる効果を持つことが、取締役の忠実義務との関係で問題となろう。

アンダーソン・毛利・友常法律事務所

〒106-6036
東京都港区六本木一丁目6番1号
Tel: (03) 6888 1000
Email: info@amt-law.com
Website: www.andersonmoritomotsune.com/